

令和2年千葉市教育委員会会議
第10回定例会会議録

千葉市教育委員会

令和2年千葉市教育委員会会議第10回定例会会議録

日時 令和2年10月21日(水)
午後2時00分開会
午後2時35分閉会
場所 第一・第二会議室

出席委員 教 育 長 磯野 和美
委 員 和田 麻理
委 員 小西 朱見
委 員 藤川 大祐
委 員 竹田 賢
委 員 高津 乙郎

出席職員

教 育 次 長	大野 和広	教育改革推進課長	片見 悟史
教 育 総 務 部 長	松浦 良恵	教 育 指 導 課 長	鶴岡 克彦
学 校 教 育 部 長	山下 敦史	教 育 支 援 課 長	小田 將史
生 涯 学 習 部 長	佐々木敏春	保 健 体 育 課 長	阿部健一郎
中 央 図 書 館 長	安部 浩成	教 育 セ ン タ ー 所 長	石川 英明
総 務 課 長	山口美登里	養護教育センター所長	千葉 直敏
企 画 課 長	山崎 二郎	生 涯 学 習 振 興 課 長	中島 千恵
教 育 職 員 課 長	吉田 悦子	文 化 財 課 長	佐久間仁央
教 育 給 与 課 長	松永 信隆	総 務 課 総 括 主 幹	渡邊 直子
学 校 施 設 課 長	森永 成	総 務 課 課 長 補 佐	志賀 二郎
学 事 課 長	栗和田 耕		
書 記 総 務 課 総 務 班 主 査	金井 昌樹	総 務 課 主 事	佐野 翔一
総 務 課 主 任 主 事	松元 秀之		

- 1 開会
磯野教育長より開会を宣言
- 2 会議の成立
全委員の出席により会議成立
- 3 会議録署名人の指名
磯野教育長より竹田委員を指名
- 4 会期の決定
令和2年10月21日（1日間）とすることで全委員異議なく決定
- 5 会議録の承認
令和2年第2回臨時会会議録を全委員異議なく承認
- 6 議事日程の決定
議事日程を全委員異議なく決定
- 7 非公開審議の決定
議案第94号を非公開審議とする旨決定
- 8 議事の概要
 - (1) 報告事項
報告事項(1) 令和2年第3回千葉市議会定例会について
山口総務課長より報告があった。
報告事項(2) 第63回千葉市小・中・特別支援学校児童生徒作品総合展覧会
について
鶴岡教育指導課長より報告があった。
 - (2) 議決事項
議案第92号 千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則の一部改正について
栗和田学事課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。
議案第93号 千葉市立小学校及び中学校管理規則及び千葉市立特別支援学校管理規則の一部改正について
栗和田学事課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。
議案第94号 千葉市情報公開条例による公文書開示請求に係る処分に係る審査請求に対する裁決について
山口総務課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

(3) 臨時代理報告

報告第10号 陳情について

鶴岡教育指導課長より報告があった。

(4) 発言の要旨

報告事項(1) 令和2年千葉市議会第3回定例会について

磯野教育長 報告事項(1)「令和2年第3回千葉市議会定例会について」、
総務課長、説明をお願いします。

山口総務課長 報告事項(1)「令和2年第3回千葉市議会定例会について」
報告します。

お配りしております議案書の1ページをご覧ください。

第3回千葉市議会定例会ですが、9月8日から10月7日
までの会期で、代表質疑、教育未来委員会、決算審査特別委員
会分科会などが行われました。

2の提出議案の審議状況ですが、(1)から(6)の各項目
については、教育未来委員会の審査を経て、9月18日の本会
議において可決されております。また、(7)、(8)につい
ては、決算審査特別委員会分科会の審査を経て、10月7日の
本会議において認定されました。(9)については、9月18
日に追加議案として上程され、同日の本会議において藤川委
員、高津委員を教育委員に任命することについて同意をいた
だきました。

次に、3の(1)議案質疑についてですが、3人から通告が
あり、うち2人から教育委員会に関する質問が行われており
ます。

(2)の代表質疑については、4会派から通告があり、全
ての会派から質疑が行われました。主な質問の項目は資料に記
載のとおりです。

(3)の一般質問については、31人から通告があり、うち
17人が教育委員会に関する質問を行いました。一般質問で
の主な質問の項目はこちらに記載のとおりです。

最後に、4の請願の審査についてですが、「20人学級」を
展望した少人数学級の前進を求める請願があり、教育未来委
員会の審査を経て、9月18日の本会議において不採択とさ
れました。

令和2年第3回千葉市議会の定例会に係る報告については
以上です。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かございますか。

報告事項(2) 第63回千葉市小・中・特別支援学校児童生徒作品総合展覧会
について

磯野教育長 次に報告事項(2)「第63回千葉市小・中・特別支援学校
児童生徒作品総合展覧会について」、教育指導課長、説明をお
願いします。

鶴岡教育指導課長 「第63回千葉市小・中・特別支援学校児童生徒作品総合展
覧会について」、議案書3ページ、報告事項(2)に沿って報
告します。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染予防として、一
般公開は実施せず、児童・生徒が休校期間や夏休み中などに取
り組んだ自由研究の工夫作品や論文の審査のみを行いました。

1の出品点数ですが、夏季休業を短縮したため、今年度の自
由研究は任意の提出としました。このため、各学校から選ばれ
た作品総数は、例年よりも少ない537点となりました。

また、出品された作品を審査する方法も、例年の倍の時間を
かけて、審査員の教員が審査会場で密にならないよう、審査会
場の人数や施設環境に配慮しながら審査を行い、小・中合わせ
て110点を「推奨」として選出しました。

例年ですと、この推奨の中から千葉県総合教育センターで
行われる「千葉県児童生徒・教職員科学作品展」に出品してい
ましたが、今年度は小・中学生及び教職員の部が中止となって
しまいました。

しかし、県展は中止になったものの、全国展に出品できるよ
うになったことから、千葉市からは推奨のうち、教育長賞の4
点を含め、合計8点を全国展に出品しました。

このほかに、千葉市科学館の館長や教育アドバイザー、ボラ
ンティアスタッフが中心となり、小・中合わせて11点の作品
を科学館賞として選出しました。

教育長賞、科学館賞においては、10月10日に行われまし
た科学フェスタの開幕式後に賞状を授与し、科学館賞におい
ては作品の発表会も行いました。

今年度は、一般公開を行わなかったため、児童・生徒の作品

を見ていただくことはできませんでしたが、短縮された夏休みに取り組んだ作品はもちろん、休校期間中から継続して取り組んでいる作品も多く見られました。

教育長賞をはじめ、全国展に出品する作品の概要は資料をご覧ください。

なお、来年の1月19日から24日には総合展第2部を開催する予定です。その折にはまた報告させていただきます。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等含め、何かありますか。

和田委員 ご説明ありがとうございました。短かった夏休みにも関わらず、素晴らしい作品が揃っていたことに驚きました。

科学フェスタに伺いまして、科学館賞の作品の発表を聞いたのですが、本当にどの学年の子どもたちも、内容もさることながら発表の仕方もすばらしく感動しました。せっかくあれだけの素晴らしい作品を作って、また論文などを作って、そして発表もできるということですので、それがあのような場だけではなく、自分の所属校でも何か発表の場があるといいなと思ったのですが、そのあたりいかがでしょう。多分、表彰は何かの機会にされていると思うのですが、発表の機会も学校現場であると良いと思ったのですが、いかがでしょうか。

鶴岡教育指導課長 公の場で発表する場は設けていないのが実態ですが、今お話のあったように、素晴らしい作品はあらゆるところで周知することは大切なことだと思っております。今後そういった機会を増やせるように検討したいと思います。

和田委員 よろしくお願ひします。

小西委員 私も参加させていただきまして、和田委員と同じ意見になってしまうのですけれども、内容も本当にさることながら、プレゼンテーションの力がすごく、素晴らしいなというふうに思いました。発表態度は堂々としていますし、カメラを使ったり実演をしたりして分かりやすく伝えるということが非常に伝わってきました。もちろん、子どもの力であったり、ご家庭の努力があつてのことだとは思いますが、普段学校現場で指導されている先生方のご指導のおかげだと感じました。ありがとうございました。

議案第92号「千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則の一部改正について」

磯野教育長 議案第92号「千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則の一部改正について」、学事課長、説明をお願いいたします。

栗和田学事課長 議案第92号「千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則の一部改正について」説明いたします。

本議案は、大宮小学校及び大宮台小学校を統合し大宮小学校とするとともに、高洲第一中学校及び高洲第二中学校を統合し、新たに高洲中学校を設置することに伴うもののほか、所要の改正を行うため、千葉市教育委員会組織規則第8条第2号に基づき議決を求めるものです。

通学区域に関する規則の一部改正については、さきの令和2年第3回市議会定例会で、千葉市立小学校設置条例及び千葉市立中学校設置条例の一部改正が議決されたことによるものです。

参考資料の1ページをご覧ください。

統合後の大宮小学校の通学区域は、大宮小学区と大宮台小学区を合わせた大宮台1丁目から7丁目、北大宮台、市立千城小学校通学区域を除く大宮町の一部、東山科町、市立白井小学校通学区域を除く多部田町の一部、平山町の一部となります。

参考資料の2ページをご覧ください。

統合後の高洲中学校の通学区域については、高洲第一中学校区と高洲第二中学校区を合わせた高洲1丁目から3丁目及び4丁目の1番から6番、真砂1丁目となります。

なお、通学区域の変更前後の学校の位置と学区の範囲については、それぞれ参考資料1ページ、2ページにあります通学区域図をご参照ください。

改正規定は、令和3年4月1日から施行します。

また、過去に変更した通学区域等で修正されていない箇所が今回多く判明いたしました。今回併せて改正することとし、公布の日から施行することとします。

今後このような規定の不備が起こらないよう、十分確認していきながら改正の進めたいと思います。

以上で説明を終わります。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等含め、何かありますか。

藤川委員 ご説明ありがとうございます。今回は2件の統合に関する案件については自分もよく分かったのですが、それ以外に非

常に多くの改正点がございます。これらについて幾つか伺いたいのですが、1つ目に、いつ以降こうした改正の漏れが起きていたのか、2つ目に、この漏れによって不利益を被っている方はいないのかどうか、3つ目に、今後同様のことが起こらないためにはどんなことをお考えなのか。その3点を伺います。

栗和田学事課長 いつからこのようなことが起きていたのかということについて、正確には把握しておりませんが、複数年続いていたものと考えられます。

そして、不利益を被った方がいらっしゃったかどうかということについては、こちらの規則は改正されておりましたが、事務手続で使うものについては適宜修正しておりますので、不利益はないものと捉えております。

また、今後については、地番の変更や新たな開発等が行われますと、この改正が必要になります。そのようなものを全般的に見ながら、特に統合だけでなく、そのような部分についても注意深く随時確認し、正確な規定となるように努めていきたいと考えております。このたびは申し訳ありませんでした。

藤川委員 すみません。ご説明ありがとうございます。

1点目についてももう少し確認なのですが、私の記憶の中でも教育委員会の会議で学区の変更等について議題になったことはあったと思うのですね。ですから、一部については多分規則の改正が行われていたのではないかと思うのですが、一部は改正が行われていて一部漏れがあったというような時期がしばらくあったという理解でいいのか、それともある時期にごっそりと全体的に漏れがあったのか、こういったことについてお分かりでしょうか。

栗和田学事課長 委員のおっしゃるように、これまでも適宜改正は行ってきました。といいますのも、大きな規定の改正に伴って、そこに関係ある部分についてはこちらも注意深く確認しており、そのようなものは併せて改正してまいりましたが、それ以外の細かなものについて把握ができていなかった部分があったということです。

磯野教育長 ほかにご質問がないようですので、議案第92号「千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則の一部改正について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第93号「千葉市立小学校及び中学校管理規則及び千葉市立特別支援学校管理規則の一部改正について」

磯野教育長 次に、議案第93号「千葉市立小学校及び中学校管理規則及び千葉市立特別支援学校管理規則の一部改正について」、学事課長、説明をお願いします。

栗和田学事課長 議案第93号「千葉市立小学校及び中学校管理規則及び千葉市立特別支援学校管理規則の一部改正について」説明いたします。

初めに、参考資料の9ページをご覧ください。

この議案は、普通教室へのエアコンの整備状況や休業日の分散化を考慮し、小・中・特別支援学校の長期休業期間を変更するため、千葉市立小学校及び中学校管理規則及び千葉市立特別支援学校管理規則の一部を改正することとし、千葉市教育委員会組織規則第8条第2号に基づき議決を求めるものです。

改正の概要について説明させていただきます。

令和元年度より、児童・生徒の安全を守るための猛暑対策として、エアコンが全小・中・特別支援学校に設置されるまでの間、本市では夏季休業日数を延長し、それに伴い秋季及び冬季休業日を短縮することとし、管理規則を改正しました。

令和3年度から、秋季休業日及び冬季休業日について、休業日の分散化を図るため、それぞれ平成30年度以前の日数に戻すこととし、その旨規定を改めます。

夏季休業日については、エアコンの設置が完了したことを踏まえ、休業日数を42日に短縮することとしますが、現行の規定「7月の第2月曜日から8月31日までの間において、48日以内であらかじめ教育委員会が定める日」の中で対応できるため、規定は改めません。

参考として、令和3年度の休業日(案)、今年度の休業日と比較した表を示したので、ご確認ください。

最後に、管理規則の具体的な改正箇所については、参考資料の10ページの新旧対照表をご覧ください。

この変更では、秋季休業日は「10月の第2月曜日の3日前

の日から10月の第2月曜日の翌日まで」とするとともに、冬季休業日は「12月24日から翌年1月5日まで」として2日間ずつ延長することとします。

稲毛高等学校附属中学校の休業日については、第31条の14の規定のとおり、第19条の2の規定に関わらず、千葉市立高等学校管理規則第22条の2の規定を準用することとします。

施行日は、令和3年4月1日とします。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かありますか。

藤川委員 ご説明ありがとうございます。念のための確認を2点お願いいたします。

1点目は、これで2年前の状態に完全に戻したという理解でいいのか、微妙に違うところがあるのかどうか教えてください。

2点目ですが、いわゆる春休み、学年はじめ休業日と学年末休業日が2年度と3年度で微妙に違うのですが、これは夏季休業日と同様に、ある範囲の中であらかじめ教育委員会が定める日となっていて、それについて改めた結果このように違うという理解でいいのかどうか教えてください。

栗和田学事課長 まず、1点目については元に戻したという考え方になります。

それから、学年末休業、学年はじめ休業については、この期間に土・日等が入ってきますと日にちがずれてくるということがあり、このように少し日がずれているということがあります。

藤川委員 規則上は幅があるのでしょうか。夏季休業については説明が書いてあるのですが、学年末・学年はじめについては大変細かい説明で、今資料が不足するというのであれば、後ほどお願いいたします。

栗和田学事課長 確認した後、ご説明させていただきます。

小西委員 エアコンの普通教室への整備が終わったから元に戻すということなのですが、来年の気候がどうなるかは分かりませんが、教室で過ごすときはそれでよいとは思いますが、保護者としては学校までの行き帰りの時間が非常に心配です。しかも今年はコロナのためにマスクをつけて通学することになるかと思しますので、子どもによっては重いランドセルを背負

ってマスクを着けて、20から30分という長時間を歩き続けることになり、かなり熱中症になりやすい状況かと思しますので、通学路についても十分に熱中症対策を取っていただくよう配慮をお願いできればと思います。

栗和田学事課長 夏の暑さ対策については、状況を見ながら適宜対応をとっていきたいと考えております。具体的には、夏休みの長短に関わらず、水筒持参、服装の工夫、そして冷却用品の持参等を行っていきまして、子どもたちが健康、安全に過ごせるということを第一に考えて対応して参りたいと思います。

藤川委員 夏季休業日と部活動の大会との関係について伺いたいのですが、来年度東京オリンピックが行われる場合に、夏季休業日に入ってから大会ということで、日程的に東京オリンピックと重ならない形で大会ができるのか、あるいは一部重なるということは想定しているのか、そのあたり教えていただけたらと思います。

阿部保健体育課長 夏というと、夏の総合体育大会が一番大きなものかと思いますが、来年度7月19日から夏季休業に入るということで、県大会との絡みで夏休み前から大会を始めるという計画をしております。東京オリンピックとできるだけ重ならないような形で全国、関東、県、市とプログラムが組まれているかと思しますので、それに沿って我々も計画をしていきたいと考えております。

藤川委員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

磯野教育長 ほかにご質問がないようですので、議案第93号「千葉市立小学校及び中学校管理規則及び千葉市立特別支援学校管理規則の一部改正について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

報告第10号 「陳情について」

磯野教育長 教育委員会が教育長をして臨時に代理させ、処理した事項に関する報告をお願いいたします。

報告第10号「陳情について」、教育指導課長、説明をお願いいたします。

鶴岡教育指導課長 教科書採択に関連しまして、提出されました陳情につい

て、教育長の臨時代理により処理しましたので報告いたします。

陳情の内容としては次のとおりです。「東京書籍の教科書は、日本の歴史について自虐的な内容が多い。歴史や公民の教科書は、育鵬社や自由社が適している」です。

今回の陳情は、第2回臨時会で不採択とされた他の陳情と同様の趣旨であることから、不採択とすることになりました。

報告は以上です。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かありますか。

以上で公開審議案件に係る審議が終了しました。委員の皆さん、ここまででその他としてご意見、ご質問等何かございますか。

次に議案第94号に係る審議に移りますが、以降の審議については非公開となりますので、傍聴人の方は退出をお願いいたします。

(傍聴人、退出)

議案第94号 「千葉市情報公開条例による公文書開示請求に係る処分に係る審査請求に対する裁決について」

教 育 長 審議を再開します。

議案第94号「千葉市情報公開条例による公文書開示請求に係る処分に係る審査請求に対する裁決について」、総務課長、説明をお願いします。

総 務 課 長 議案第94号の「千葉市情報公開条例による公文書開示請求に係る処分に係る審査請求に対する裁決について」、説明します。

本日、別冊で議案書の(2)、参考資料(2)をお配りさせていただいておりますが、説明は参考資料(2)を使っています。

1 ページをお願いいたします。

初めに、1の議案の概要ですが、本議案は審査請求に対する採決について、千葉市教育委員会組織規則第8条第14号の規定に基づき議決を求めるものです。

審査請求人等及び経緯については、2の請求人等について

及び3の経緯に記載のとおりです。

続きまして、4の審査請求の概要、答申の趣旨及び裁決の概要について説明します。

まず、(1)請求の内容ですが、審査請求人から千葉市教育委員会の教育指導課で雇用している外国人指導協力員の氏名及び担当言語について開示請求がありました。

これに対し、(2)での決定ですが、教育委員会は、この請求に係る公文書として1件の文書を特定し、その文書に記載された情報のうち協力員の氏名を開示とする部分開示決定を行いました。

この決定に対し、(3)に記載のとおり、審査請求人から、本件決定では協力員の氏名は個人に関する情報と言っているが、これは慣行として公にされている情報であるので、公開すべきであるとのことを趣旨とする審査請求が行われたため、千葉市情報公開審査会に諮問を行ったものです。

この諮問について、(4)に記載があります通り、同審査会からは協力員の氏名を不開示としたことは妥当であることを趣旨とする答申がなされたため、本件審査請求に対する裁決は、答申に沿って審査請求を棄却することに決定したいと考えます。

裁決の理由ですが、まず、協力員の氏名は条例上の個人に関する情報であり、「特定の個人を識別することができるもの」に該当すること。

協力員の氏名を公にすべきと明文で規定し、または協力員の氏名を公にすべきとの趣旨を含む法令又は他の条例の存在は認められないこと。

協力員の身分は、本件開示請求が行われた時点では非常勤嘱託員であり、千葉市職員名簿には氏名が掲載されず、各学校で配架している刊行物等についても原則協力員の氏名は掲載されていないこと。

なお、一部の協力員について氏名が掲載された刊行物は存在するものの、その刊行物は教育委員会内部や派遣先の学校の関係者といった特定の者に配布することを想定しており、不特定多数の者に広く配布することを目的としていないこと。

このような状況から、協力員の氏名は教育委員会内部及び派遣先の学校の関係者という特定の範囲内の者しか知ること

は予定されていない情報に該当すると考えられます。

なお、協力員の氏名が「人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当するかについては、協力員のプライバシーを中心とする個人の正当な権利利益に優越する公益があることを示す事実は認められませんでした。

以上の点を踏まえ、協力員の氏名を不開示としたことは妥当であると判断し、本件の部分開示決定は妥当であったものとしております。

なお、氏名を公にしていない公務員などの氏名につきまして、今回の答申の中で附帯意見が示されております。参考資料の12ページをご覧ください。

12ページの一番下の部分、第6附帯意見の2の部分です。「公務員等のうち現在はその氏名を公にしていない協力員などの氏名については、市民の関心の高さや、それを公にすることによる支障の有無等を考慮し、その取扱いについて検討されたい」と記載があります。

この内容を踏まえ、10月20日付けで市の情報公開部門から庁内各課に対し、附帯意見の内容を注視するとともに、その取扱いについて検討を促す通知が出されたところです。実施機関である教育委員会としましても、市民の関心の高さや公にすることによる支障の有無等を考慮し、名札を着用して市民等へ直接対応するような業務に従事する職員については、個人のプライバシーを侵害する等の特段の支障があると考えられる場合を除き、公にしていくこととします。

議案第94号の説明については以上です。

教 育 長 審議に移りますが、質問等を含め、何かありますか。

ご質問ないようですので、それでは、議決に移ります。

議案第94号「千葉市情報公開条例による公文書開示請求に係る処分に係る審査請求に対する裁決について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

教 育 長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

9 その他

(1) 第11回定例会は、事務局において日程を調整の上、開催日を決定することと

した。

10 閉会

磯野教育長より閉会を宣言